

## POPs 条約第 10 回締約国会議において決定された事項

○附属書 A(廃絶)への追加

物質名	主な用途	決定された主な規制内容
ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFH <sub>x</sub> S)とその塩及び PFH <sub>x</sub> S 関連物質	泡消火薬剤、金属メッキ、織物、革製品及び室内装飾品、研磨剤及び洗浄剤、コーティング、含浸/補強剤、電子機器及び半導体の製造等	・製造・使用等の禁止 (特定の用途を除外する規定なし)